

平成28年度 行政監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|--------------------------------|
| 1 監査の種類 | 行政事務の執行についての監査（行政監査） |
| 2 監査のテーマ | 許認可等の事務について |
| 3 監査対象 | 市民文化部男女共同参画課（男女共同参画センター施設使用許可） |
| 4 監査実施期間 | 平成29年2月 2日 |
| 5 監査結果報告 | 平成29年3月31日 |

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【男女共同参画課】

<p>共通（1）標準処理期間の設定について</p> <p>標準処理期間の設定は、処分の性質上、設定が困難な場合もありうることから努力義務とされている。しかし、過去の処分事例の蓄積によりその処理状況を勘案し、受付から処分までの標準的な期間を見出すことは可能であると考えられる。</p> <p>設定していない理由を、「申請の内容によって審査の手続が異なり、一律に期間を定めることが困難なため」としている事務については、申請を類型化して区分することによって、その区分ごとに複数の標準処理期間を定めることが可能であると考えられる。また、「申請のあった当日に処分を行うため」としている事務については、標準処理期間を即日と定めることが可能であると考えられる。</p> <p>標準処理期間は、申請をしようとする者及び申請者にとって、申請に対する処分が行われるまでにどのくらいの期間を要するかを予測するための重要なものであり、また、行政庁にとっては事務処理の公平性、迅速性を確保するためのものである。</p> <p>過去に一定の処分事例があるにもかかわらず標準処理期間の設定がなされていない事務については、これまでの処理状況を勘案のうえ、その許認可等の性質に応じた工夫をすることによって、申請をしようとする者及び申請者にとって目安となる標準処理期間を設定し、それを公にすること。</p> <p>【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 5月23日</p> <p>男女共同参画センター施設使用許可について、過去の処分事例から申請のあった当日に処分を行っていることから、標準処理期間を即日と設定した。これを申請の提出先である男女共同参画センターに備え付けるとともに、受付窓口以案内文書として掲示し公表した。</p>
<p>（6）使用許可の対象施設について</p> <p>規則に定めのない施設を貸し出しているため、許可の対象施設として規則の規定を整備すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 6月16日</p> <p>規則に定めがなかった施設について、使用許可の対象施設とする規則の改正を平成29年6月16日付けで行った。</p>